

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

節税保険の取扱いに係る法人税基本通達の改正案が公表されました

Q 国税庁は長期平準定期保険など節税色が濃い保険の取扱いを見直すため、パブリックコメントで意見を聴取するとのことですが、これはどういうことでしょうか？また、今、公表されている改正案はどのようなものでしょうか？

解説

国税庁は4月11日、いわゆる節税保険等に対応した、法人税基本通達の改正案の意見募集を開始しました。

1. 新設される基本通達

新たに基本通達に組み込むことが示されたのが、「**定期保険等の保険料に相当多額の前払い部分の保険料が含まれる場合の取扱い**」です。（法人税基本通達9-3-5の2）

この新設される基本通達は、ピーク時の解約返戻率が50%超の一定の保険については、その解約返戻率に応じて一定部分を資産計上するというものです。

2. 通達に示された一定の保険料の主な取り扱い

通達で示されたピーク時の解約返戻率50%超の定期保険等の保険料の主な取り扱いは下記です。

ピーク時の解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額が損金）
50%超 70%以下	保険期間の前半 4割相当の期間	当期保険料の40%
70%超 85%以下		当期保険料の60%
85%超	保険期間開始日から解約返戻率がピークとなる期間等の終了日	当期保険料×ピーク時の解約返戻率の70%（保険期間開始日から 10年経過日までの期間は90% ）

3. 適用開始時期

改正通達の適用時期については「平成31年●月●日（改正通達の発遣日）以後の契約に係る定期保険等の保険料について適用される」ことが示され、**既存契約分への遡及適用はないことが明らかとなりました。**

要するに…

広く節税目的で活用された生命保険にメスが入られることとなりました。パブリックコメントの受付締切日は**本年5月10日まで**ですので、夏ごろにははっきりしたことがわかりそうです。